地方消費税交付金（社会保障財源化分）を財源の一部とした社会保障経費について（令和8年度予算分）

平成２６年４月１日より消費税（国・地方）が５％から８％へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和７年度今金町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化）　**72,247** 千円

【歳出】地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される社会保障施策に要する経費　1,564,123 千円

事業等		事業費	一般財源	一般財源の内交付金充当分
1	高齢者福祉事業	553,333	467,159	30,883
2	障害者福祉事業	318,686	92,829	6,137
3	児童福祉事業	212,136	67,203	4,443
4	母子福祉事業	8,133	4,931	326
5	保健衛生事業	445,515	439,247	29,039
6	予防対策事業	26,320	21,465	1,419
合計		1,564,123	1,092,834	72,247

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。